

様式第4号

埼玉環高第 号
年 月 日

様

埼玉西部環境保全組合
管理者 印

未支払子ども手当支給決定（請求却下）通知書

年 月 日付けで請求のありました未支払子ども手当については、下記のとおり支給することに決定（請求を却下）しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に埼玉西部環境保全組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます。

記

1 支払の内容

- (1) 支払期間 年 月分から 年 月分まで
- (2) 支払金額 円
- (3) 支給年月日 年 月 日
- (4) 支払方法

2 却下の理由